

改正

平成30年3月30日告示第70号

平成31年3月29日告示第42号

令和元年7月18日告示第31号

令和2年3月30日告示第58号

令和3年2月10日告示第18号

令和4年3月18日告示第48号

令和5年3月24日告示第66号

令和6年3月18日告示第34号

いすみ市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新婚世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策の強化に資することを目的として、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦の双方又はいずれかが属する世帯であつて、婚姻届を受理された日における夫婦の双方の年齢が39歳以下のものをいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に賃貸する住宅（以下「新居」という。）に係る賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、事業主から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当に相当する額を除く。
- (3) 引越し費用 新婚世帯が新居に引越しする際に要する費用（引越し業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯に属する者とする。

- (1) 夫婦の前年（1月から7月までに申請する場合は前々年）の所得を合算した額が500万円未

満であること。ただし、夫婦の双方又はいずれかが貸与型奨学金（公的団体又は民間団体が学生の修学、生活等のために貸与する資金をいう。）の返済を現に行っている場合には、夫婦の所得を合算した額から貸与型奨学金の前年の返済額を控除した額が500万円未満であること。

（２） 補助金の交付の申請をする日において、夫婦の双方又はいずれかが本市に住民登録を有し、住民票に記載されている住所が新居の所在地となっていること。

（３） 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

（４） 世帯の全員に市町村民税の滞納がないこと。

（５） 夫婦の双方が過去にこの告示に基づく補助金又はこの告示と同種の補助金の交付を受けていないこと。

（６） 世帯の全員がいすみ市暴力団排除条例（平成24年いすみ市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費と引越し費用の合計額とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、婚姻届を受理された日における夫婦の双方の年齢が29歳以下の場合については、60万円を上限とする。

3 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、補助対象期間内に補助対象者に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月の末日までとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いすみ市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１） 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

（２） 世帯全員分の住民票の写し

（３） 所得証明書（夫婦の前年（1月から7月までに申請する場合は前々年）の所得がわかるものに限る。）

（４） 貸与型奨学金の前年の返済額がわかる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合に限

る。)

(5) 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し

(6) 住宅手当支給証明書(様式第2号)

(7) 世帯の全員に市町村民税の未納がないことを証する書類(納税証明書等)

(8) 引越し費用に係る領収書の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、いすみ市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請及び承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請した事項について変更が生じた場合は、速やかにいすみ市結婚新生活支援事業変更承認申請書(様式第4号)に当該変更に係る書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、いすみ市結婚新生活支援事業変更承認決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求等)

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、いすみ市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するもの

とする。

(補助金の返還)

第10条 交付決定者は、市長が補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 市長は、補助金の交付の前後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第70号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第42号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月18日告示第31号）

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月30日告示第58号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月10日告示第18号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第48号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日告示第66号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日告示第34号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。